

第8回定例会

令和2年12月15日開会

令和2年12月15日閉会

小清水町議会会議録

小清水町議会

令和2年第8回小清水町議会定例会会議録

○議事日程（第1号）

令和2年12月15日（火曜日） 午前9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
 - （議長諸報告について）
 - （町長あいさつ）
- 第 3 行政報告について
- 第 4 意見案第10号 コロナ禍による地域経済対策を求める意見書（案）について
- 第 5 一 般 質 問
- 第 6 議 案 第 5 1 号 小清水町債権管理条例等の一部を改正する条例制定について
- 第 7 議 案 第 5 2 号 令和2年度小清水町一般会計補正予算（第8号）について
- 第 8 議 案 第 5 3 号 令和2年度小清水町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 第 9 議 案 第 5 4 号 令和2年度小清水町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 第10 議 案 第 5 5 号 令和2年度小清水町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 第11 議 案 第 5 6 号 令和2年度小清水町簡易水道事業会計補正予算（第3号）について
- 第12 議 案 第 5 7 号 令和2年度小清水町農業集落排水事業会計補正予算（第3号）について
- 第13 議 案 第 5 8 号 小清水町営牧場の指定管理者の指定について
- 第14 議 案 第 5 9 号 小清水町社会教育施設及び社会体育施設の指定管理者の指定について
- 第15 議 案 第 6 0 号 小清水町民パークゴルフ場の指定管理者の指定について
- 第16 議 案 第 6 1 号 止別公民館の指定管理者の指定について

○出席議員（10名）

1番	梶間善高君	2番	鬼塚茂君
3番	瓜田新一君	4番	森浩君
5番	高橋隆文君	6番	工藤孝一君
7番	佐藤智君	8番	更科浩司君
9番	木戸寛治君	10番	坂田秀昭君

○地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者

小清水町長	久保弘志君
小清水町教育長	加藤友幸君
小清水町選挙管理委員長	吉田正貴君
小清水町農業委員会長	今村昇君
小清水町代表監査委員	重成一男君

○委任を受け出席した者

副町長	鈴木祐之君
総務課長	細川正彦君
出納室長	荒木和正君
企画財政課長	村上信二君
町民生活課長	服部隆文君
保健福祉課長	斉藤高広君
産業課長	畔木雅之君
建設課長	西川豊人君
子育て支援課長	組野麻記君
生涯学習課長補佐	晴山恭君
選挙管理委員会事務局長	細川正彦君
農業委員会事務局長	畔木雅之君
監査委員事務局長	権藤結君

○本会議の事務に従事した者

議会事務局長	権藤結君
書記	城綾乃君

◎開会の宣告

○議長（坂田秀昭君）ただいまから、令和2年第8回町議会定例会を開会いたします。

（開会 午前9時30分）

◎開議の宣告

○議長（坂田秀昭君）直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（坂田秀昭君）日程第1、本日の会議録署名議員は、

2番 鬼塚 茂 議員 9番 木戸 寛 治 議員

を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（坂田秀昭君）日程第2、会期の決定について、議会運営委員会の報告を求めます。

森浩議会運営委員長。はい、4番。

○議会運営委員長（森浩君）4番。それでは、議会運営委員会の審査報告をいたします。

令和2年第8回町議会定例会を開催するに当たり、去る11月30日、12月1日及び本日、議会運営委員会を開催し、本日開会する定例会の会期、運営等について協議をいたしました。

本定例会に付議された提出議題は、配付されている議事日程表のとおりであります。

また、一般質問は5名、9件が通告されております。

以上の提出議案、一般質問等の件数、内容等を慎重に審査し、判断いたしまして、本定例会の会期は本日12月15日1日間とすることが適当であると判断したところでございます。

以上、議会運営委員会の審査報告といたします。

○議長（坂田秀昭君）議会運営委員長の報告は会期1日であります。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、会期を本日1日と決定いたしました。

◎議長諸報告について

○議長（坂田秀昭君）本日の会議に関する諸報告を権藤事務局長から報告させます。

○事務局長（権藤結君）諸般の報告をいたします。

本日の会議出席議員数は10名でございます。

本日の会議に関する説明員の出席につきましては、報告書を配付しております。

9月定例会後の議会閉会中における動向につきましては、報告書を配付しております。

監査委員から、例月出納検査報告書を受理したので、その写しを配付しております。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎行政報告について

○議長（坂田秀昭君）町長から挨拶がございます。あわせて、日程第3、行政報告について報告書が配付されておりますので、町長の補足程度の説明を願います。

久保町長。

○町長（久保弘志君）おはようございます。定例町議会の開会にあたりまして一言御挨拶を申し上げます。

暦も残すところ2週間となり、また、先月末に開かれた臨時町議会から間もない本日はありますが、令和2年第8回定例町議会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には何かと御多用の中、全員の御応召を賜り、ここに開会できますことを厚くお礼を申し上げます。

本年は、新型コロナウイルス感染症というこれまでに経験のない未知のウイルスとの戦いが今もお続く、不安を抱え続けた1年となりました。

このような年にもかかわらず、議員の皆様、町民の皆様、関係各所の皆様には、それぞれのお立場で御協力をいただき、感染予防にも努められ、町政発展に御尽力を賜りましたこと、この場をお借りしまして深く感謝を申し上げます。

さて、本定例町議会に提案させていただきます案件でございますが、初めに条例関係では、地方税等における延滞金に関する規定の改正など法律の一部改正の施行を前に、関係する条例の一部改正1件、補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により中止あるいは縮小した事業予算の減額のほか、年度末第4四半期に向けた事務事業の精査による予算の追加など、各会計補正予算6件、年度末をもって契約期間が満了を迎える指定管理者の指定4件でございます。

以上、議案11件を提案することとしておりますので、各案件につきましてよろしく御審議の上、原案に御協賛くださいますようお願い申し上げます、定例町議会開会にあたりましての挨拶をいたします。

続きまして、行政報告をさせていただきます。

行政報告は、お手元に配付しております報告書のとおりでございますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

以上で、行政報告を終わります。

◎意見案第10号

○議長（坂田秀昭君）日程第4、意見案第10号、コロナ禍による地域経済対策を求める意見書（案）についてを議題といたします。

提出者、工藤孝一議員の説明を求めます。

6番、工藤孝一議員。

○6番（工藤孝一君）はい、6番。ただいま、上程されました意見案第10号について説明いたします。コロナ禍による地域経済対策を求める意見書（案）。

日本農業を巡っては、TPP11や日米貿易協定など輸入農畜産物の関税撤廃、削減を原則とする大型FTAが相次いで発効され、北海道はもとより全国で農業や地域経済への影響が懸念されていた。

そのような状況の中、中国で初めて確認された新型コロナウイルスが瞬く間に全世界に広がり、国内外で人や物の移動制限措置を講ずるものの、いまだに感染者は爆発的に増えている。

農業においては、インバウンド需要の落ち込みや、中食・外食産業の低迷で米や牛肉、乳製品、小麦、小豆、砂糖などの需要が大幅に減少し、需要喚起と価格の回復対策が急務となっている。

新型コロナウイルス感染症の収束が見られない現状において、農業を基幹産業としている北海道は深刻な問題となっており、今後も農畜産物への影響が続くと農業者の経営困窮や関連企業の縮小、倒産などの地域経済に大きなダメージを与える。

このため、農業者が次年度以降も安心して営農を継続できるよう、新型コロナウイルス対策の強化を図るとともに、地方自治体への対策関連予算を十分確保し、適切に対応されることを強く要望する。

記。

1、新型コロナウイルスの感染拡大が続くと、一層のインバウンド需要の落ち込み、観光事業の低迷や外出自粛などで経済損失が拡大し、地域社会全体への影響は必至なことから、地方自治体への対策関連予算の十分な確保と適時対応を図ること。

2、新型コロナウイルス感染拡大によって落ち込んでいる農畜産物の需要を喚起する対策を強化し、今後もコロナ下での影響試算と対策を拡充すること。特に、米の需給価格安定に向けた対策を早期に実現するとともに、来年度に向けた米政策についても抜本的な見直しを図り、需給調整機能が発揮される仕組みを構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

御協賛くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 質疑を終結いたします。
討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 討論を終結いたします。
意見案第10号、採決いたします。
原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。
よって、意見案第10号、原案のとおり可決されました。

◎一般質問

○議長(坂田秀昭君) 日程第5、一般質問を行います。
質問の通告がありますので、順次発言を許します。
なお、質問、答弁ともに簡潔明瞭に努められるようお願い申し上げます。
初めに、6番、工藤孝一議員。はい、6番。

○6番(工藤孝一君) はい、6番。さきに通告してあります廃プラスチックの舗装資材化について質問いたします。

本町の廃プラスチックの量は、農業用は今年で106トン、一般廃棄分で昨年35トンとなり、発電所・石灰工場などの燃料となっています。この焼却処分はCO₂をはじめとする環境汚染物質を大量に排出するため、パリ協定及びSDGs(持続可能な開発目標)——それぞれ5年前に協定されましたが——この流れの中、国際的に避ける方向に向かっております。

廃プラは燃やすだけでなく、リサイクルモデル事業として、近隣市町や寒地土木研究所と協働して、アスファルト舗装資材化に取り組むべきだと考えますが御所見を伺います。

○議長(坂田秀昭君) 答弁を求めます。
久保町長。

○町長(久保弘志君) お答えいたします。

御質問の廃プラスチックの資材化でございますが、廃プラスチックは容器包装リサイクル法などの法律に基づいて家庭や事業所から回収後、指定の事業者によりリサイクル処理が行われており、回収された廃プラスチックの約6割が燃料として利用されております。

近年では、海洋汚染の一因としてプラスチック類による環境問題が注目され、国内でもプラスチック利用削減の一環として、レジ袋有料化が本年7月から開始されるなど取組がなされておりますが、本町においても、昨年3月に第3期地球温暖化対策実行計画を策定し、パリ協定に基づく環境対策に取り組んでいるところでありまして、廃プラスチックを含めた廃棄物のリサイクル、ごみの減量化は重要な問題であると認識をしております。

御指摘の廃プラスチックの再利用につきましては、環境省も対策の検討を始めておりますし、企業や団体において様々な研究が進められておりますが、その評価はこれからであり、また、寒地土木研究所においても、これとは別に舗装リサイクル技術に関する研究を進めているようでございます。

いずれにいたしましても、廃プラスチックの問題は、本町や近隣市町だけではなく全国的、あるいは世界的な課題でありますことから、本町としては今後の研究の進展と実用化に期待したいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長(坂田秀昭君) はい、6番、工藤孝一議員。

○6番(工藤孝一君) はい、6番。

本町でも、第3期実行計画を策定して進めているという御答弁だと思います。あわせて、国の各関係省庁の研究等についてもしっかりと注視していくということだと思いますが、この廃プラの問題では同じ議員さんからも、9月定例議会でも御質問がありました。

この廃プラの舗装化については、世界的にはヨーロッパ、そしてインド、東南アジア、オーストラリアなどで広く廃プラを配合したアスファルトによる道路舗装の研究開発が既に始まっておりまして、理論的には25年前から日本の研究者が公表してきております。

その中で、イギリスではアスファルト舗装の耐久性が増して、6倍長持ちするという研究結果もあります。あわせて、現在、国内で舗装化をしようと思うと、国土交通省の認可の問題があります。国土交通省に国会議員を通じて問い合わせたところ、その返答については道路管理者の責任でやれるが、廃プラ混合の資料もデータもない。そして、なおかつ安全性も確認できていないという、そういうことであります。

その一方で、今、町長のほうから言われたとおり、国のほうでは昨年5月31日にプラスチック資源循環戦略を政府が策定し、5年後の25年までにプラスチック品をリサイクル可能なものにすることを目指すということをしました。そして、今年7月にプラスチックごみを資源化する方針を固めたところであります。

今、どこの自治体にとっても焼却中心から資源重視に変えていくチャンスだとも考えます。廃プラによる環境生物汚染の問題、今ほど地球規模で考えて本町のような小さな自治体でも、小さくても行動していくことが問われているときはないと思います。

町長の再度の御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）お答えいたします。

先ほども申し上げましたが、昨年3月に第3期地球温暖化対策実行計画に基づきまして、本町も取り組んでいるところでございます。

国としても、強く推進をするということを言われておりますので、当然本町におきましてもその責任はあるというふうに認識をしております。

プラスチックの舗装資材化については、なかなかやはり認可が下りていないという部分ではまだまだこれからかなというふうに考えてございますけれども、先ほども申し上げましたとおり、そのような推移を見ながら、町は町としてできることをしっかりと、近隣市町と連携を図りながら進めていきたいというふうに考えてございますので、御理解いただきたいと存じます。

○議長（坂田秀昭君）これにて、工藤孝一議員の質問は終了いたします。

続いて、2番、鬼塚茂議員。はい、2番。

○2番（鬼塚茂君）はい、2番。私からは、本日2点御質問させていただきたいと思います。

小清水市街東第2裏通りの安全性についてでございます。

小清水市街東第2裏通りは、食品店や児童生徒の通学路、またJA事務所への往来と、様々な通行がなされております。平日の1日でも300台以上の車が往来し、毎日の買物の際も、駐車場から横断歩道を渡ってお店に入らなければならないこと、特に登下校と重なると、車の駐車場等、生徒からの死角になり大変危険な状態になっております。信号があるわけでもなく、スピード制限を行っているわけでもありません。

そこで、小清水市街東第2裏通りの人と車の安全な往来、安全対策、対応について町長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）お答えいたします。

議員御指摘のとおり、小清水市街東第2裏通りについては、日中で300台以上の車が往来する非常に多くの町民の皆さんが利用している生活路線であり、多くの児童生徒が登下校する通学路ともなっております。

このように頻繁に車両、歩行者が行き交う路線ですが、Aコープ来店者が歩道に駐車している状況が見られ、歩行者が死角となるなど危険性があることは認識をしております。

現在、JAの新しい事務所が建設中であり、現在の事務所跡を駐車場とする計画を伺っており、整備後

は町道を横断する機会もさらに増えるものと考えられます。

市街東第2裏通りの安全対策、対応につきましては、Aコープ前歩道への駐車を抑止し、歩行者の安全を確保できる対策をまずは検討し、さらには警察、公安の御指導をいただきながら、JA、Aコープと協議をし、スピード制限や信号の必要性、横断歩道の新設、または移設など町道の横断対策を検討しながら、利用する人と車が安全に往来できる最も有効な安全対策を講じてまいりたいと考えております。

○議長（坂田秀昭君）はい、2番、鬼塚茂議員。

○2番（鬼塚茂君）はい、2番。安全対策で交通規制という手段もあるわけですが、万が一事故が発生した際には町民同士の事故の割合が非常に高いと思います。

素早い考えの下、安全対策等、引き続き対応をお願いしたいと存じます。

○議長（坂田秀昭君）答弁いるんですか。

○2番（鬼塚茂君）いいです。

○議長（坂田秀昭君）そうしたら、どうぞ、2問目。

○2番（鬼塚茂君）それでは、もう1件、続きまして本町の畑かん事業の安全対策と寿命化についてであります。

国営畑地帯土地改良事業は、昭和53年度に着工以来、実に29年間の長い年月をかけ、平成18年度に完成いたしました。

農産物の生産性の向上や営農作物の効率化など、地域農業の発展に大きな役割を果たしてきています。

畑かん事業では、畑地に用水を安定的に供給するために緑ダムを新設し、頭首工、用水路、排水路、道路などが一体的に整備されました。ただ、現在まで最初の着工から、約42年も経過していることと、地震等による水漏れなどが心配されます。安全対策がどのように行われているのか、また配管の種類によっても異なると思いますが、配管の更新基準年数が40年、60年とも言われておりますが、年数が経過していることでの寿命化の対応策についてもお伺いしたいと存じます。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）お答えいたします。

初めに、安全対策ですが、畑かん施設等においては、平成18年度の供用開始以降、数度の地震に見舞われてはおりますが、漏水等管路に異常が発生した実績はございません。仮に、漏水等が発生した場合の安全対策では、流量異常が感知された場合、ファームポンドに設置されております遮断弁が作動して末端への給水が止められる仕組みになっております。そのため、ファームポンド以降の管路につきましては、地震等により漏水が発生した場合であっても、管路周辺が水没するというようなことはございませんので、御安心をいただきたいと存じます。

次に、寿命化の対応策でございますが、本町を含める1市4町で構成される国営畑地かんがい事業斜網地域維持管理協議会が、国土交通省北海道開発局より維持管理業務を受託しております管路につきましては、ほとんどが法定耐用年数40年とされるダクタイル鋳鉄管が敷設されており、最も古い管路は昭和58年に敷設され、本年で37年を経過しております。

ただし、法定耐用年数ごとに全管路の更新を実施することは費用面でも現実的ではなく、実使用年数では60年から80年の使用に耐え得るとされております。安全対策にもつながりますが、所有者であります北海道開発局では老朽化の度合いを点検するため、おおむね10年から15年に一度機能診断を実施しております。その結果を基に、開発局と協議の上、補助事業等の活用を検討しながら、適宜必要な箇所を更新を実施していきたいと考えておりますので御理解いただきたいと存じます。

なお、直近の診断結果では、町内の全ての管路は、5段階中の上位1、2であるS5からS4のおおむね健全な状態である旨の報告を受けております。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）2番、鬼塚茂議員。

○2番（鬼塚茂君）ただいまの町長からの御答弁ですと、やっぱり安全面それから管の状況がすばらしくいいということではありますが、時代の移り変わりで農家の経営者も若返り、畑かんの事業もだんだん記憶

が薄れてくると思います。

バルブをひねるといつでもどこでも給水ができ、便利な施設ですが、1年1年寿命が短くなっていくのも事実でございます。

管の破損等で大きな災害を起こさないよう、今後も引き続き万全な安全対策、管理をお願いいたしまして、私の質問を終了させていただきます。

○議長（坂田秀昭君）これにて、鬼塚茂議員の質問は終了いたします。

続いて、8番、更科浩司議員。はい、8番。

○8番（更科浩司君）はい、8番。私のほうからは、2件質問させていただきたいと思います。

まず、1点目、新型コロナ対策について。

いまだに終息の見えないコロナ禍において、役場内で感染した場合の対応などをお伺いいたします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）まずは、全国各地で新型コロナウイルス感染症が拡大する中、現時点において、町内での発生は確認されておりません。このことは、町民一人一人の感染予防に対する心がけと、冷静な行動によるものだと感謝しております。

さて、議員からの御質問である役場内で感染した場合の対応でございますが、まずは職員間の蔓延防止対策を図ることを目的に、職員の執務における感染防止対策を共通認識の下に行えるよう、新型コロナウイルス感染症防止対策に関する職員対応マニュアルを、また、職員に罹患者や濃厚接触者が確認された場合にあっても、感染拡大を可能な限り抑えて、住民サービスが継続できるよう、新型コロナウイルス感染症に係る出勤停止ガイドラインを策定し、できる限り蔓延防止が図られるよう平時からの対策を講じているところであります。

何よりも大切なのは、発熱等で職員の感染が疑われた段階での初動が、感染を拡大させないために必要な対応となりますので、ガイドラインに基づき出勤停止させ、2週間前までの行動歴を把握し、必要に応じては濃厚接触者となる可能性のある職員なども自宅待機とすることにしております。

庁舎内では、平時から清掃時の消毒、定時の換気など感染防止対策を徹底しているところですが、実際に職員が陽性と判定された場合にあっては、保健所の指示に従い、濃厚接触者も特定されますので、さらに感染が拡大しないよう、時差出勤、一部在宅勤務などによって、職員同士の接触も抑えつつ住民サービスに支障が出ないよう業務を継続していく体制を整えることとしております。

そこには日頃から、感染リスクを分散するということから、私と副町長、教育長の3役が、課の中では課長と課長補佐あるいは係長が、特に町外での開催、町外から出席がある会議等にできるだけ同席しないなどといった取組も行っております。

なお、町内の事業所などにおいて感染が起きた場合は、基本的に保健所から市町村に対して報告義務はないと言われており、個人情報保護からも発生状況を捉えることは困難であると考えております。

感染対応については、保健所による疫学調査——行動歴、濃厚接触者の確認や濃厚接触者に対するPCR検査が淡々と進められていくこととなりますが、保健所から要請があれば、町対策本部としてしっかりと対応できる体制も整えることとしております。

何よりも、町民の皆様にご迷惑を与えないような対策にあたってまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）はい、8番、更科浩司議員。

○8番（更科浩司君）はい、8番。保健所との関係等は理解しました。

例えば、小清水の企業が発生した場合に、休業になる可能性が大だと思います。その場合の小清水町はその企業に対しての対応策、何かお持ちなのかお伺いします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）感染拡大によって、その企業の営業が続けられないということで、恐らく休業補償

をどうするのかということだというふうに思いますけれども、なかなか特定の業者さん、業種に対して支援をするというのはなかなか難しい状況かなと思いますけれども、現時点では発生がしていないのでそういう部分については検討していない部分はありますけれども、特に今後大きくなっていく場合も考えられますので、そのようなことも常に頭に入れながら、今後新たな支援策等々も考えていくことにしておりますので、その部分を含めまして検討したいと思っておりますけれども、特定の1事業者さんに対しての支援というのはなかなか難しい状況であることは御理解をいただければと思っております。

○議長（坂田秀昭君）はい、8番、更科浩司議員。

○8番（更科浩司君）はい、議長。難しいという答弁で、ちょっと不安には思いましたが、JA、酪農家でも発生したらとか、いろいろな不安を町民も持っていると思っておりますので、いろいろなマニュアル等を作成していただければなと思い、次の質問に行きたいと思っております。

町道の整備についてですが、町道の整備については以前にもお伺いしましたが、本年も町道の未舗装道路で大型トラックが道路からの逸脱する事故が発生しております。また、コンバインやトラクターなどの作業機も大型化して、ほ場への移動に支障が生じているということで、急速な改善を求める声が強くなってきています。今後の町道整備について再度お伺いします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）お答えいたします。

道路整備事業につきましては、地域の要望や現況、課題等を整理し、年次計画により整備推進を図ることとしております。その実施にあたりましては、大きな費用が生じることから、財源の確保からも、国・道の公共事業予算の対象となる路線を中心に進めておりますが、国・道の公共事業予算の削減等により事業採択要件が厳しさを増している状況にあります。

本町の道路実延長は404.1キロメートルに及んでおりまして、当面改良舗装率50%を目標に道路整備を行ってきたところでありますが、現在のところ改良率は50.2%と辛うじて目標を達成しておりますが、舗装率は48.9%と目標には達していません。

引き続き、年次計画により地域から要望のある路線を中心に、国・道の事業予算確保に努め整備を進めてまいりたいと考えております。

また、未改良道路につきましても、作業機の大型化等に対応できるよう、路盤材の入替え、砂利入れなど適切な維持管理を地域の皆さんと協議しながら進めております。

早急な改善が必要な箇所がございましたら、道路愛護推進委員を通じて要望をいただければ、地域の皆さんと協議しながら課題等を整理し、委託事業協同組合との連携により、安心して利用できる道路整備、維持管理に努めてまいりたいと考えておりますので御理解いただきたいと存じます。

○議長（坂田秀昭君）はい、8番、更科浩司議員。

○8番（更科浩司君）道路愛護組合の開催も、コロナ禍でなかなか順風満帆に行っていないようにお見受けします。経済厚生常任委員に私、属してしまして、舗装道路補修工事等を視察させていただいている中で、舗装道路を直すのと、未舗装道路を簡易的に舗装化するのと、どちらが正解なのかなと常に思って視察させていただいています。

舗装道路を持たないへき地の地域の人は、町に来るのに燃料費もかけて町の人よりも経費がかかっております。

そこで、田舎のへき地の人たちの生活と、町に住む人たちの生活の格差を少しでも和らげられないのかなという考えを持っていますが、未舗装道路を修繕から費用を変えるとかということではできないのかお伺いします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）道路愛護推進会議の関係であります。先般開催をしたところでございまして、大きな要望はなかったのですが、それぞれ地域の方から要望もいただいております。

昨年もやらさせていただいて、地域の中から要望があったものについては対応できるものはすぐ対応さ

せていただいて、砂利を入れる箇所についても大きな砂利ではなくて小さな砂利を入れたりだとか、実証的にもやっている部分もあり、皆さんの御意見等をいただきながらそこは進めているところでございます。

ですので、道路については1人の方の御意見ではなくて、やはり関係する受益者さんは結構おられますので、私どもとしてはやはり地域のほうからいろんな要望をいただいた中で1つ1つ解決をすべきというふうに考えております。個々人の意見だけでは、なかなか全体のまとまりといいますか、いい修繕にはならないというふうに考えていますので、そこについては先ほども申し上げておりますけれども道路愛護推進委員さんがそれぞれの地域におられますので、地域の中で御協議をいただいた中で町のほうに御要望をいただければ、随時対応できるものはしっかり対応していきたいというふうに考えてございます。

先ほどありました、舗装を直す部分と改良の部分を仮舗装していただくか、やはり地域に住んでいる方と市街地に住んでいる方の格差云々というお話がありましたけれども、私としてはそのような考え方は持っておりません、やはり優先度の問題かなというふうに考えてございます。その辺は、やはり地域の中で御議論いただいて、この路線については簡易でもいいから舗装をしてくだとか、砂利を入れてくだとか、もうちょっと広くしてくだとか、確かに大型機械によって危険な箇所はあるというふうに認識をしております。そこについては、皆さんの用地の関係も含めて地域の皆さんの御理解をいただかないと町ができない部分も、修繕できない部分もありますので、そこはやはり地域の皆さんと町のほうで、委託事業組合さんも含めてでありますけれども、協議をさせていただきながら1つ1つ課題を解決をしていきたいというふうに考えております。

道路は、あくまでも優先順位といいますか、皆さんの要望の中で、町としては全部が全部できるわけではありませぬので、そこは優先順位で取捨選択をしながらやらざるを得ないということをお理解いただければと思っております。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）これにて、更科浩司議員の質問は終了いたします。

続いて、3番、瓜田新一議員。はい、3番。

○3番（瓜田新一君）3番。2点ほど質問させていただきます。

初めに、サケ釣りに対する環境対策について。

止別前浜周辺でのサケ釣りに伴い、車の駐車、ごみ、排泄などの問題があります。

今後、地域住民と大きなトラブルが発生しないか自治会でも心配しております。トラブル防止の考えをお聞きます。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）お答えいたします。

御質問のサケ釣りに伴う環境の問題でございますが、釣り人による駐車やごみの問題につきましては、町でも通報を受けておりましてその対応に苦慮しているところでございます。

以前に、多くの釣り人がいた止別川河口は、令和元年に河口における釣りの規制が延長されたことで、付近の環境は以前より改善していると思っておりますが、それによってほかの地域に人が流れているというお話もお聞きしております。

町への通報は、主に路上駐車による通行の支障やごみの不法投棄に関するものでございまして、その対策として、本年は主に浜小清水であります。警察の協力を得ながらパトロールを実施するとともに、注意喚起の看板、のぼりの設置、また、町道敷地に駐車しないように三角コーンを設置するなどの対策を行っております。

駐車やごみの問題は、釣りをされる方のマナーに頼る状況でありまして、町としては、今後も啓発に努めてまいります。問題が発生した場合には、トラブルを避ける意味でも個人で対応しないことが重要でございますので、まずは町や警察に連絡をいただくということをお願いしてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）はい、3番、瓜田新一議員。

○3番(瓜田新一君)はい、3番。今、町長がおっしゃったとおり、平成30年度より規制されて、5月1日から12月10日までが禁止になって、その影響でこの周辺にどっと人が押し寄せている状況です。

止別の前浜についてなんですけども、特に大きいのが駐車問題。南部森林管理署にもお伺いしたんですけども、前浜のほうに簡易な駐車場が設けられています。木の柵で覆って、車両が出入りできないとかいうような設置をされているんですけど、そこがどこで設置したかが、ちょっと今聞いてもあやふやな状態で、今、その柵が壊されて小型車両が出入りができて、通路が完成しちゃっているような状態です。

また、ごみもポイ捨てされるぐらいなら拾いにいけばいいんですけども、砂に埋められちゃうとか、排せつ物もそうです、何人かごくわずかです。簡易トイレを持ち込んでやっている人もいますんですけども、ほとんどの人がもう、その場で埋めていくという状態です。

また、一番地域の人が目撃したり、何だりしていて声もかけれないでいるんですけども、駅前の公園の水道を使ってあそこで、元栓は閉めてあるんですけども、そこをわざわざ開けて、その水を使って魚を処理したりとかやっていくのが何件か目撃されている。

ほかの自治体、いろいろこの自治体でも頭を悩まされている問題だとは思いますが、森林管理署でもお伺いしたら、これと言った妙案はない状態ですので、何というんですか、極論ですけどもサケ釣りを規制するほかにない。1キロ四方にはなっているけども、広げるとか、そういうことが可能なものかどうなんでしょうか、その辺は。

○議長(坂田秀昭君) 答弁を求めます。

久保町長。

○町長(久保弘志君) 本当に、地域の皆様にはせっかくいろんな環境整備にも御尽力いただいている中で、やはりこういう一部のマナーの悪い方によってこういうことが起きているというのは非常に残念ではありません。

どのように規制をしていくかという部分ではありますが、これは止別河口、以前からいろいろな問題がありまして、誰がその中心になって規制をしていくのかという問題は長年議論されておりますけれども、森林管理署でも同様な御回答だったというふうに今、ありましたけれども、まさにそのとおりでありまして、北海道なのか北海道警察なのか、森林管理署なのか国なのか、町なのかということでもあります。

私は、それぞれの立場で、やはりそこはしっかり対応していかなくちゃいけないというふうに考えてございまして、先ほど申し上げましたとおり、まずやはり個人で対応されるのは、中にはかなり悪質な方もおられますし、暴力的な方もおられるというふうには聞いておりますので、まずは町なり警察のほうに御連絡をいただいて、そこは町民の安全・安心につながる部分でもありますので、そこは町としてもしっかり対応していきたいというふうに考えてございまして、浜小清水でも実施をしておりますが、やはり警察さんの御協力をいただきながら、そこはパトロールなどをしていきたいというふうに考えてございます。

また、議員からありました規制の問題です。今、5月1日から12月10日まで、河口から右岸、左岸、それぞれ1キロが釣りができない状況になっておりますけれども、その規制を広げるということがどこまでできるのかというふうに考えてございます。そこは、今年もニュースで出ていましたが、網走市の藻琴北浜等々も、北海道さんと市のほうで場所取りのくいを抜いたとかというような報道もされておりますけれども、そのようなことが起きますと、やはりそうしていかねばならなくなる状況にはなるのかなと思います。

ただし、やはりその魚釣りも、それはそこまで規制するのかなのかという部分も一方では強くあると思いますので、その辺本町だけの問題ではないというふうに思っておりますので、近隣市町と連携をしながら、また北海道とも意見交換しながら、やはりそこはマナーを守っていただければ問題はないということになりますので、その辺をまず一番に考えながら、近隣市町とお話をしながらどのような対応をしていくのがいいのかということも含めて協議、検討をしていきたいというふうに考えてございます。御理解をいただければと思います。

○議長(坂田秀昭君) はい、3番、瓜田新一議員。

○3番(瓜田新一君) はい、3番。この止別川の規制の前も含めて、自治会では止別川からずっと市街地それから公民館、それから前浜にかけて、春と秋に年2回清掃だとかごみ拾いなんかを実施してきていま

す。河口付近は、やっぱり規制後は大分ごみの量は減ってきています。

今後、行っていく計画はあるんですけども、何せ高齢化、なかなかこう、ぱっぱと動ける人がだんだん減ってきている状況ではありますので、今後の実施にあたっては町と、人手はいいんですけども、道路、ごみ拾いをやるのに結構な交通量があるものですからあそこ。だから巡視員だとかそういうのもちょっと配置してもらおうとか、今後自治会と協力してやってほしいと思います。

○議長（坂田秀昭君）今のことで答弁。

○3番（瓜田新一君）いや、次行きます。

次、災害避難所について、胆振東部地震でのブラックアウトを経て、避難所の電気の確保が重要と考えますが、各避難所の設置状況、また今後の計画をお聞きます。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）お答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、平成30年9月に発生をいたしました胆振東部地震によりまして、全道域で停電となり、本町においても43時間ほどの停電が継続され、中学校体育館を避難所として開設をし、その利用は携帯電話の充電などが主でありましたが、避難所を開設するためにはやはり電気の確保は重要であると認識をしております。

町といたしましては、この教訓を生かすため、本年度に予算議決をいただき、愛ホール及び小学校には発電機を常設で整備、浜小清水及び止別公民館には発電機を設置できるよう配電設備の改修を行うとともに、閉校となった小清水高校で活用されていた可搬型発電機を北海道から譲り受け、その発電機を指定緊急避難場所としている道の駅がある地区の浜小清水公民館にあらかじめ設置しているところであります。

既に、小学校を除き主要となる避難所の発電機整備は完了をし、愛ホール、中学校、小学校、浜小清水公民館では発電機による電気の確保がされることとなりますが、止別公民館については発電機を設置できる配電設備のみとなっており、大型発電機の常設には至っておりませんが、止別公民館のみを避難所として開設する場合は、浜小清水公民館の可搬型発電機を移設し対応、また、両公民館を避難所として開設する場合は止別公民館については、既に配備している小型発電機により照明及び暖房設備を維持しつつ、避難所として開設できる体制を整える計画としているところであります。

避難所の開設については、災害の種類、範囲などにより判断することといたしますが、停電時に避難所を開設する必要がある場合については、発電機を整備した愛ホール、中学校、小学校、浜小清水及び止別公民館の5つの避難所を優先的に開設することとし、暴風雪等の影響により避難所を開設する必要がある場合については愛ホールを第一に開設することで考えております。

各種避難所における設備については、本年度の発電機整備で完了といたしますが、現在、設計を行っている防災拠点型複合庁舎は、胆振東部地震の教訓を受け、停電時にもこの複合庁舎が一時避難所として機能するよう設計をしており、また日常も非常時にも普段利用している施設やものが役立つフェーズフリーの概念を取り入れることとしております。

災害時には、新型コロナウイルス感染症が終息していない中でも、危険な場所にいる方は避難をしていただくことが原則となります。

そのためにも、感染症対策を踏まえた避難所整備を進めましたので、御理解いただきたいと存じます。

○議長（坂田秀昭君）はい、3番、瓜田新一議員。

○3番（瓜田新一君）はい、3番。私、昨年の6月の定例議会と、それから今年3月の定例議会の総括質疑で、避難所に関わる問題だとか、それから総合庁舎の問題、併せて機能を充実して欲しいということと訴えてきました。

その中で、今、町長が言われたように、今回の予算の補正の中でも配電設備だとかの工事も入っているようですけども、私が心配しているのは夏場の避難だとか、そういうのはさほど、心配は心配ですけども、冬場の通行止めになりました、猛吹雪です、動けませんといったときに停電作業だとか、そういうときを想定すると、あっちの機械を持ってきてとか、こっちの機械を持ってきてとか、そういうのは現実的かなというふうに思っています。

その辺も含めて、今後も設置する配電設備の工事だけで終わりなのか。今後の計画にすら乗ってこないものなのか、この辺はどうなのでしょう。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）私どもも、胆振東部のときも9月でしたので、そこは冬季ではなく、まだまだ秋であれば何とかできるんだろうという認識はもっておりますが、やはり議員おっしゃるとおり、問題は冬場だというふうなことで、それぞれ整備をしてきている状況でございます。

そのような中で、止別公民館にも常設の発電機をとということだと思いますけれども、やはりそこについては、先ほど申し上げたとおり暴風雪地においては、基本的には愛ホールということを考えていますし、あと、浜小清水の道の駅、浜小清水地域です。道の駅がありますけれども、指定緊急避難場所ということにしているわけです。ですので、ここについては、もしそのような場合については浜小清水公民館を避難所として使うという考え方でありますので、特に冬季の暴風雪のときにはやはり道の駅に避難をするということが、今、そういうことになってきているために指定緊急避難所として設けておりますので、そこはまず、浜小清水地域かなというふうにご考えてございます。

今後の状況にもよろうかと思っておりますけれども、あと止別周辺にでも、そういう一時的に通行ができなくなった車両も、それは全町地域にもどこにも発生する場合はあると思っておりますけれども、そういう場合についてはやはり除雪車を先頭に、まずそこを救助をし、その避難所まで退避していただくようなことで考えておりますので、冬の対応については発電機を浜小から止別まで現実的ではないというような御意見かなと思っておりますけれども、当面現段階においてはやはり指定緊急避難所は浜小清水の道の駅にございますので、まずは浜小清水地域を充実していくということで御理解をいただきたいと思っております。

○議長（坂田秀昭君）はい、3番、瓜田新一議員。

○3番（瓜田新一君）はい、3番。当初というんですか、私の聞き違いだったんですか、地震後はいろいろ需要が多くて、発電機の供給が間に合わない、いろいろ自治体から問合せだとか何かでということでも伺ったような気がするんですけども、落ち着いたら配置するとかというような予定ではなかったんでしょうか。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）予定って、それは止別公民館にということでしょうか。

それは、必要最低限設置をしていくという考え方でございまして、今年も小学校と愛ホールですか、新たにそういう形で整備をしてきておりますけれども、そこはそれぞれ全てに配置をするということではなくて、止別公民館には既に小型の発電機は設置しておりますので、現段階においてはその小型の、浜小から移設ができなくても、小型の発電機で何とかしのげるだろう。

やっぱり、一番問題なのは暖房の関係だと思います。そこは、ストーブで十分対応するしかないかと思っておりますので、小型のストーブですから20度まで上がるかどうかという部分はありますけれども、そこは最低限の温度を保つという部分で、当面そのストーブを使っただいてというようなことで、止別公民館については考えております。

なかなかその暖房までということになりますと、その発電機の容量自体も大きくなるということになりますので、基本的には照明部分でしょうか。運べない場合については、まずは小型の発電機で照明部分と、あとストーブ等とで暖を取っていただいて避難をしていただくというようなことで御理解をいただければと思っております。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。これにて、瓜田新一議員の質問は終了いたします。

続いて、7番、佐藤智議員。はい、7番。

○7番（佐藤智君）はい、7番。本日は、2つの質問をさせていただきます。

まず、通告してございます農林水産業の6次産業化に向けた本町の取組についてお伺いいたします。

新型コロナウイルス感染拡大により、インバウンド需要がなくなり、観光産業や外食産業が大きな減収を余儀なくされる中、本町においても飲食店やカラオケ店など、売上げが大きく落ち込む状況となってい

ます。また、外出自粛によりその他の多くの小売店も売上げが落ち込む事態となっています。

本町の基幹産業であります農業においても、観光産業などの低迷により、小豆の価格が暴落するなど、農産物の物余りが見受けられ、これからのアフターコロナの時代を見据えた形態も考える必要があるのではないのでしょうか。

経済産業省の農商工等連携支援の新規事業の申込みが終了となり、新たに事業に取り組むハードルが高くなりました。本町として、今後の6次産業化に向けた支援について、町長の御所見をお伺いいたします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）お答えいたします。

農林水産業の6次産業化に向けた本町の取組についてでございますが、全国的な新型コロナウイルス感染拡大は、経済活動に大きな打撃を与え、消費の低迷などから1次産業への影響も計り知れないものがあると考えられるところでございます。

そのような情勢ではありますが、本町の農産物につきましては大きな災害もなく平年並みの収量を確保できており、加工原料である畑作3品につきましては、今後の業務用商品の消費動向により不安な要素もあるようですが、現在のところ、例年並みの価格で取引される予定であるとの報告をJAさんよりいただいております。

御質問にある、農林漁業者と商工事業者が連携をして新商品開発や新たなサービスを提供する農商工連携事業や、農林水産業を生業とされる第1次産業従事者が自ら生産、収穫した第1次産品を第2次産業として加工し、第3次産業として販売、流通するまでの工程を同一事業者が行う6次産業化事業ですが、葉菜野花こしみずでは開設当時から、農業者が自ら生産した農産物を加工し、商品化する取組に対して支援を実施しており、町でもスイートポテトを代表とする商品開発に取り組んでおります。

本町で生産された農産物加工による商品化は、農業担い手支援事業においても大きな役割を担う事業ともなるものでありますので、その対応につきましては、個々の要望があれば御相談いただき、都度、商工会、JAなど関係機関と協議の上、検討をしてみたいと考えてございます。

○議長（坂田秀昭君）はい、7番、佐藤智議員。

○7番（佐藤智君）はい、7番。食料産業の6次産業化推進交付金についてという項目について、直売所の売上げ向上に向けた多様な取組など、定額3分の1以内の交付金補助と。ただし、市町村が定める当該市町村の区域における6次産業化を推進するための戦略に基づいて行われる取組として、当該市町村が認めるようなものにあつては2分の1以内とあります。

事業者が6次産業の総合化事業所として認可を受けた場合に関して、町としてどのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）今時点で、そういう動きがあるのかなのか、ちょっと私ども承知はしておりませんが、先ほど申し上げましたが、そういう事例があった場合については個別に対応いただければというふうに考えてございます。

その中で、いろいろな、当然JAさんもそうであります、商工会さんもそうでありますが、町の魅力発信にもつながるものでありますので、ぜひ支援に向けて御協議ができればというふうに考えてございます。

○議長（坂田秀昭君）はい、7番、佐藤智議員。

○7番（佐藤智君）回答ありがとうございます。

では、次の質問に移らせていただきます。

今後の飲食店などの商工業者の支援や、学生の暮らし応援事業のさらなる支援についてお伺いいたします。

道内の新型コロナウイルス感染拡大により、忘年会、新年会など多くの人が集まる飲食を控えるよう報道があり、本町においても飲食店やカラオケ店など商工業の売上げが大きく落ち込むと予想されます。

また、アルバイトができなくなるなど学生の暮らしにも影響が出てきています。

本町の、がんばるこしみず応援事業や持続化給付金や、学生の暮らし応援事業など、今後の新たな支援について、町長の御所見をお伺いいたします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）お答えいたします。

飲食店などの商工業者や学生の暮らし応援に対する今後の支援についてでございますが、北海道の感染拡大と1月15日までとする集中対策によって、札幌市以外の地域でも飲食を控えるなどの要請があり、議員のおっしゃるとおり、忘年会、新年会に大きく影響を及ぼし、特に飲食店やカラオケ店のこの年末年始における売上げ減少は避けられないものと思われまます。

これまで、新型コロナウイルス感染症拡大による町内商工業者支援対策といたしましては、資金繰りへの対応をはじめ、上下水道使用料の減免、テークアウト事業、2回にわたる町内経済活性化事業（がんばるこしみず応援事業）、個人事業者等支援事業や泊まろうキャンペーンを国の地方創生臨時交付金を活用して実施してまいりました。

今般、国の第3次補正予算として、地方創生臨時交付金を追加する方針が決まりました。交付限度額の算定等、具体的な内容はまだ示されておりませんが、特に年末年始の地域経済や住民生活に及ぼす影響をしっかりと見極め、感染予防と経済活動維持を主力に、第3次の地方創生臨時交付金を十二分に活用した必要な支援につきまして、商工会など関係機関と協議・検討してまいります。

○議長（坂田秀昭君）はい、7番、佐藤智議員。

○7番（佐藤智君）はい、7番。本町におきましては、町内事業者を支援として10%以上減収となった事業者を対象として最大30万円を支給するという、すばらしい事業を行っていただきました。

ただ、G o T oトラベルが停止が決定するなど、観光業や宿泊業や、付随するお土産等の物産業にも大変厳しい状況が予想されます。

今後につきましては、従業員数や企業の実態に合った制度が必要と思われまます。

また、本町の宿泊施設のふれあいセンターにおいては、工事関係者の宿泊がキャンセルになるなど大変厳しい状況が続いているとお伺いしております。13室ある客室が1部屋のみ、1日の利用がたった1人という状態が続いているというふうにお聞きしております。指定管理制度ではありますけれども、町内事業者として支援いただけるのかどうか。その辺も含めて御所見をお伺いいたします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）先ほど申し上げましたとおり、年末年始の状況を見ながら、国の交付金の考え方も間もなく来るといふふうにご考えてございますので、それを見ながら検討していきたいというふうにご考えてございます。

やはり、私の今の中では、今後議会さんとも協議をしていかなきゃいけないと思っておりますが、やはり個人事業主の関係です。上限30万円という形であります。そこについて、やはり第3弾目という形になろうかと思っておりますけれども、その実施についても検討しなければいけないかなというふうに思っております。

特に、上限が30万でありますけれども、従業員割で基本15万円、それに上乗せして限度30万円という形でありますけれども、その従業員割というような考え方は間違っていないと思っておりますけれども、やはり従業員数が多い事業所に30万でいいのかという部分はちょっと私も引っかかっている部分がありまして、そこはちょっと慎重に検討していきたいというふうにご考えてございます。

また、ありました本町のふれあいセンターです。町の施設でありまして、シダックス大新東ヒューマンサービスさんが指定管理として運営されております。大変厳しい経営状況ということは認識をしております。その部分については、町の施設でありますのでしっかりとどのような支援策があるかこれから検討しながら、間違いなく年末年始の影響は大きいという部分は認識をしておりますので、指定管理者として継続いただけるように支援をしていく考え方は持っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）はい、7番、佐藤智議員。

○7番（佐藤智君）また、小清水町の学生暮らしの応援事業についてですけれども、給付金が学生1人に5万円、申請の受付期間が7月1日から9月30日となっています。11月からの新型コロナウイルス感染拡大によりアルバイトができなくなるなど、さらに厳しい状況となっておりますので、さらなる応援事業について所見のほうをお伺いいたします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）確かに学生さん、非常に御苦労されているなというふうに思っております。確かに、やはり生活費等もアルバイトで稼ぎになって、親元の負担を減らしながら頑張っている学生さんもいるということは認識をしております。

この第2弾をやるかどうかの考え方でありましてけれども、やはりそこはそれぞれの御家庭がお子さんを支えるという立場だというふうに思っておりますので、やはりそこは御家庭の状況がどうなのかという部分をやはり見なきゃいけないかなというふうに考えてございます。

ここについては、ちょっと慎重に対応していきたいと思っております。ここについては、いろいろな御議論をしながらやらなきゃいけないかなというふうに思っておりますので、後ほどまた、議会さんとも協議をしながら進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）これにて、佐藤智議員の質問は終了いたします。

以上で、通告の一般質問は終了いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時55分

○議長（坂田秀昭君）若干早いですけれども、休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

◎議案第51号

○議長（坂田秀昭君）日程第6、議案第51号、小清水町債権管理条例等の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

服部町民生活課長。

○町民生活課長（服部隆文君）ただいま上程されました、議案第51号、小清水町債権管理条例等の一部を改正する条例制定について、説明申し上げます。

議案書の5ページでございます。あわせて、新旧対照表を御覧ください。

本条例につきましては、本年3月に公布された、地方税法等の一部を改正する法律により、地方税等における延滞金及び還付加算金に関する規定が改正され、令和3年1月1日に施行されますことから、関連する4つの条例整備を行うものでございます。

主な改正内容でございますが、税など徴収金の納期限後の納付に対する延滞金については、近年の低金利の状況を踏まえ、割合を下げる特例が設けられておりますが、法改正により、さらに現在の状況を踏まえた引き下げが行われるとともに、算定の基準となる特例基準割合の名称が変更されたことによる関係規定の整備でございます。

資料の新旧対照表を御覧ください。

1ページでございます。第1条は、小清水町債権管理条例の改正でございます。

附則第4項において、延滞金特例基準割合への名称変更と関連する規定の整備を行い、第5項において地方税法の改正で規定されました延滞金の下限の規定を追加いたしました。

次のページでございます。

次に、第2条は小清水町後期高齢者医療に関する条例の改正でございまして、第2条第1項及び第3項

で、第1条の債権管理条例と同様の改正を行い、第2項では、還付加算金に関する規定を改正しております。

以下、3ページから5ページですが、第3条の小清水町国民健康保険条例の一部を改正する条例、及び第4条の小清水町介護保険条例においても、同様に延滞金及び還付加算金に係る改正を行っております。

以上が、改正の内容でございます。附則として、本条例の施行を法律の施行に合わせて令和3年1月1日からとし、それ以後の延滞金等について適用することとしております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（坂田秀昭君） 質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） 質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） 討論を終結いたします。

議案第51号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） 御異議ないものと認めます。

よって、議案第51号、原案のとおり可決されました。

◎議案第52号 乃至 議案第57号

○議長（坂田秀昭君） 日程第7、議案第52号ないし日程第12、議案第57号、令和2年度小清水町一般会計補正予算（第8号）について、令和2年度小清水町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、令和2年度小清水町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、令和2年度小清水町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、令和2年度小清水町簡易水道事業会計補正予算（第3号）について、令和2年度小清水町農業集落排水事業会計補正予算（第3号）についてを一括して議題といたします。

説明を求めます。

村上企画財政課長。

○企画財政課長（村上信二君） ただいま一括上程されました議案第52号ないし議案第57号、令和2年度小清水町各会計補正予算、初めに議案第52号、令和2年度小清水町一般会計補正予算（第8号）について、御説明申し上げます。

別冊の補正予算書3ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,423万5千円を減額し、予算の総額を64億8,017万5千円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。

第2表、継続費補正の変更は、防災拠点型複合庁舎設計業務におきまして、基本設計に引き続き、にぎわい創出エリアを中心に空間デザインやフェーズフリーの考えを検討、反映するため実施設計に係る監修業務事業費を追加補正することから、事業費総額及び年割額を変更するものでございます。

次に、第3表、地方債補正の変更ですが、指定避難所非常用電源整備事業債は、事業費確定に伴いまして減額、防災拠点型複合庁舎整備事業債は、公民館、保健センター機能が対象となる過疎対策事業債を見込み、計画しておりましたが、基本設計により公民館、保健センター機能を執務エリア、にぎわい創出エリアにおいて共有化を図り、過疎対策事業債対象面積が大きく圧縮されたことから、過疎対策事業債借入れをやめ、精査をし、減額計上するものでございます。

多目的運動公園交流広場整備事業債につきましては、一般事業債の借入れを予定しておりましたが、特定財源である地域づくり総合交付金の増額決定がありましたことから、決算見込みを勘案いたしまして、補助残額につきましては、財源措置のない一般事業債の借入れを行わず、一般財源とすることとし減額、

臨時財政対策債は発行可能額の決定により、限度額を変更するものでございます。

次に、歳出予算についてですが、新型コロナウイルス感染症の影響により各種事業の中止及び縮小によります予算残額や事業費確定等による減額が主なものでございますので、追加となる主な事業費及び特に説明を要するもののみ説明させていただきます。

主要施策調べと合わせて御覧下さい。

補正予算書13ページになります。

初めに、1款議会費は、研修会等の中止により総額270万円減額計上するものでございます。

2款総務費ですが、1項総務管理費1目一般管理費8節旅費から4目財産管理費14節工事請負費まで、執行見込額確定等による減額。24節積立金は、前年度末に定期預金により運用を図った減債基金利子分の不足額21万7千円追加、5目防災費は、入札執行残によります避難所発電機整備工事請負費188万1千円減額、6目企画広報費18節負担金補助及び交付金は、民間賃貸住宅建設補助金2棟分を予算計上しておりましたが、年度内の実施希望がないことから全額の2千万円減額計上するものでございます。

次のページになります。

8目交通対策費18節負担金補助及び交付金は、網走バスの路線維持、運行補助といたしまして、4月臨時議会で議決をいただきまして補助金を概算交付しているところですが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、バス事業全体また小清水線の経常収益のさらなる悪化を受け、交通公共機関の維持を図る補助を増額することとし、広域生活路線維持費補助金572万9千円追加計上するものでございます。

11目住民センター費17節備品購入費は、故障が発生した中斗美住民センター調理室の石油ストーブが、製造後20年以上経過し、修繕用交換部品もないことから、更新に係る費用12万3千円追加、12目防災拠点型複合庁舎整備費12節委託料は、基本設計に引き続き実施設計ににぎわい創出エリアの監修業務を加える設計業務委託料537万7千円追加、16節公有財産購入費は、複合庁舎建設に合わせ国道に面した外構を一体的に整備を図ることを目的とし、隣接の民有地を購入することとし、土地購入費309万4千円追加、21節補償補填及び賠償金では、民有地内にあります3棟の建物補償費1,452万7千円追加、差引き総務管理費合わせまして553万3千円追加計上するものでございます。

4項選挙費1目選挙管理委員会費は、研修会等の中止による減額、2目海区漁業調整委員会委員選挙費は、選挙が実施されなかったことから、1節報酬から、次のページになります、11節役務費まで79万8千円全額を減額、選挙費合わせまして98万4千円減額計上するものでございます。

6項1目監査委員費は、研修会等の中止により35万1千円減額計上するものでございます。

次のページになります。

3款民生費は、1項社会福祉費1目社会福祉総務費から3目老人福祉費まで、事業中止及び事業費確定等による執行残をそれぞれ減額、8目介護保険対策費27節繰出金は、介護保険システム改修に係る法定繰出分として、介護保険特別会計繰出金100万4千円追加、差引き社会福祉費合わせまして244万円減額計上するものでございます。

次のページになります。

2項児童福祉費3目子育て支援費は、18節負担金補助及び交付金で、事業中止により婚活プロジェクト実行委員会交付金150万円減額計上するものです。

4款衛生費は、1項保健衛生費2目健康推進費及び3目母子衛生費は、事業の一部中止等により執行残をそれぞれ減額、4目医療保険費27節繰出金は、税制改正に伴う後期高齢者医療システム改修に係る法定繰出分として、後期高齢者医療特別会計繰出金44万9千円追加、7目新型コロナウイルス感染症対策費は、18節負担金補助及び交付金で、女満別空港整備・利用促進協議会が実施する新規就航事業者支援などの本町負担分として、女満別空港路線維持拡充支援事業負担金44万円追加、27節繰出金は、町内飲食店等への上下水道料減免事業費の確定による各事業会計への繰出金16万1千円減額、差引き保健衛生費合わせまして29万5千円追加計上を行うものでございます。

次のページになります。

6款農林水産業費2項2目林業振興費は、12節委託料及び15節原材料費で、事業中止による減額、24節積立金は、交付を受けた森林環境譲与税を林業振興基金に積み立てる積立金428万2千円追加、

差引き林業費合わせまして409万2千円追加計上を行うものでございます。

7款商工費、1項3目観光振興費は、事業の中止により259万減額計上をするものでございます。

次のページになります。

9款消防費は、各種研修会中止に伴う斜里地区消防組合負担金60万円減額計上するものでございます。

10款教育費1項1目教育委員会費は、事業執行残42万3千円減額計上するものです。

2項小学校費1目学校管理費は、体育館の暖房機器に故障が発生したことに伴い不足となる建物修繕料64万1千円追加、2目教育振興費は、7節報償費で執行残による減額、差引き小学校費58万1千円追加計上するものでございます。

次のページになります。

3項中学校費1目学校管理費は、体育館の暖房機器に故障が発生したことに伴い不足となる建物修繕料86万8千円追加計上するものです。

5項社会教育費は、次のページにかけて、いずれも事業中止及び事業縮小による執行残合計1,191万8千円減額計上するものでございます。

6項保健体育費は、1目保健体育総務費で、事業中止等による執行残230万9千円減額、2目体育施設費は、補正額はありませんが、多目的運動公園交流広場整備事業に係る財源において、地域づくり総合交付金の増額交付決定を受けたことから、一般事業債の借入れを取りやめ、差額分を一般財源とする補正を行うものでございます。

3目給食センター費は、17節備品購入費で、乾燥機つき洗濯機に故障が発生したことによる更新費用21万1千円を追加、差引き保健体育費合わせまして209万8千円減額計上をするものです。

続きまして、歳入予算ですが8ページにお戻り下さい。

初めに、2款地方譲与税は、3項1目において今年度の交付が決定した森林環境譲与税428万2千円追加計上を行うものであります。

次に、10款地方交付税は、財源調整分といたしまして6,632万5千円追加計上。

15款道支出金2項1目民生費道補助金は、独り親世帯臨時特別給付金事業で交付決定のあった事務費補助金46万6千円追加、3目農林水産業費道補助金は、エゾシカ対策事業分5万円、4目教育費道補助金では、多目的運動公園交流広場整備事業分873万1千円について、交付対象経費確定によりまして交付される地域づくり総合交付金をそれぞれ追加、道補助金合わせまして924万7千円追加計上するものでございます。

次のページになります。

3項1目総務費道委託金は、選挙が実施されなかった海区漁業調整委員会委員選挙費に係る交付金を歳出同額の79万8千円減額計上するものであります。

次に、16款財産収入1項2目利子及び配当金は、歳出で説明しましたとおり減債基金利子21万7千円追加計上するものでございます。

次に、18款繰入金は、1項1目財政調整基金繰入金及び2目減債基金繰入金において、令和2年度当初予算編成において見込まれた財源不足の補填分として予算計上しておりましたが、決算見込みの推計において財源の確保が見込まれることから、それぞれ1億円を減額計上、3目ふるさと事業基金繰入金は、防災拠点型複合庁舎設計業務に伴い追加となる実施設計分監修業務の財源としまして537万7千円追加計上、差引き基金繰入金合わせまして1億9,462万3千円減額計上するものであります。

次のページになります。

19款繰越金は、財源調整分といたしまして1億2,228万6千円追加計上、20款諸収入4項1目雑入は、社会教育事業等の中止により事業参加者負担金18万6千円減額計上するものでございます。

21款町債は、第4表地方債補正でも触れましたが、防災拠点型複合庁舎整備事業債において、複合庁舎の限られた面積を考慮し、公民館、保健センター機能を執務エリア、にぎわい創出エリアと共有化を図ったことから、過疎対策事業債借入れをやめ、市町村役場機能緊急保全事業債へ一本化し借入れを図るものです。その他は、事業費の確定により増減で、総額2,098万5千円減額計上するものでございます。

なお、22ページ以降の給与費明細書につきましては、選挙費減額に係る委員報酬、職員手当等の人件費補正額となっておりますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君） 斉藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（斉藤高広君） 続きまして、議案第53号、国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

補正予算書の26ページになります。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ626万5千円を追加し、予算の総額を8億7,376万5千円とするものでございます。

31ページをお開き願います。

歳出予算の補正ですが、8款1項償還金において、令和元年度の特定健康診査負担金及び保険給付費等交付金普通交付金の額の確定に伴い、道から交付された負担金等において超過交付となっている626万5千円を返還金として追加計上し、26ページに戻りまして、歳入予算の補正では、5款1項繰越金において返還金の財源626万5千円を追加計上するものです。

国民健康保険特別会計の説明は以上です。

続きまして、議案第54号、後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

補正予算書33ページになります。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ56万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を9,456万1千円とするものでございます。

本補正予算につきましては、平成30年度の税制改正によりまして、令和3年度から見直される保険料を算定するためにシステム改修が必要となるもので、国の財源措置の内示を受け予算の補正を行うものでございます。

38ページをお開き下さい。

初めに、歳出予算の補正ですが、1款1項総務管理費におきまして、保険料の算定基礎となる基礎控除額の見直しに対応する後期高齢者医療システム改修業務委託料56万1千円を追加、36ページに戻りまして、歳入予算ですが、5款1項国庫補助金において、改修に係る国の財源措置として11万2千円追加、残分は一般会計による事務費負担としまして、2款1項一般会計繰入金金を44万9千円、合わせまして歳出同額の56万1千円追加計上するものでございます。

以上、後期高齢者医療特別会計補正予算の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第55号、介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

補正予算書の40ページになります。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ、保険事業勘定において193万円を追加し、予算の総額を5億6,037万3千円とするものでございます。

本補正予算につきましても、令和3年度から見直される介護保険制度に対応するため必要となるシステム改修費の追加を、国の財源措置の内示を受け予算の補正を行うものであります。

47ページをお開き下さい。

初めに、歳出予算の補正ですが、1款1項総務管理費におきまして、制度改正に伴う介護保険システム改修業務委託料193万円を追加、45ページに戻りまして、歳入予算ですが、2款2項国庫補助金において、改修に係る国の財源措置として92万6千円追加、残分は一般会計による事務費負担としまして、6款1項一般会計繰入金金を100万4千円、合わせまして歳出同額の193万円追加計上するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君） 西川建設課長。

○建設課長（西川豊人君） 続きまして、議案第56号、令和2年度小清水町簡易水道事業会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

補正予算書の49ページをお開き願います。

第1条の収益的収入及び支出予算の補正でございますが、収益的収入は65万3千円を減額し、予算の総額を2億21万8千円とし、収益的支出は240万3千円を増額し、予算の総額を2億678万6千円とするものでございます。

第2条の特例的収入及び支出の補正でございますが、地方公営企業会計への移行のために前年度の簡易水道事業特別会計を3月末で打ち切り決算したことにより、前年度以前に発生した債権の未収金及び債務の未払金を今年度の特例的収入及び特例的支出として予定計上しておりましたものが確定しましたので、特例的収入217万4千円を124万8千円に、特例的支出194万1千円を174万3千円に改めるものでございます。

第3条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正でございますが、第1条の支出補正のうち、職員給与費において企業会計移行前期間に発生したと認められる費用を計上する必要が生じたことから72万1千円を増額し、補正後予算を1,202万1千円とするものであります。

第4条の他会計からの補助金の補正でございますが、第1条の支出補正により一般会計から受ける額1,119万3千円を1,112万6千円に改めるものでございます。

50ページから57ページの補正予算に関する説明は、後ほど御確認をお願いいたします。

収益的収入及び支出予算補正の詳細につきましては、補正予算参考資料により御説明いたしますので59ページをお願いいたします。

初めに収入の補正でございますが、1款簡易水道事業収益2項3目他会計補助金において、新型コロナウイルス感染症対策による減収の影響が大きい飲食店等に対し、実施しました使用料の減免額の確定に伴い、その財源措置をした一般会計補助金6万7千円を減額し、4目長期前受金戻入につきましては、今年度より企業会計に移行したことにより所有資産に係る当該年度分の収益を予算化したものであります。減価償却方法の精査に伴い58万6千円を減額するものでございます。

次に、支出の補正でございますが、1款簡易水道事業費用1項3目総係費において、企業会計で採用しております発生主義による費用計上の精査により、今年度支出の賞与及び法定福利費のうち、6月支給分の対象期間内において企業会計移行前期間に発生したと認められる昨年12月から本年3月分に相当する手当62万5千円、法定福利費9万6千円を減額し、同額を来年度支出の6月分賞与及び法定福利費に備えて引当金繰入額に計上。また、債権の不納欠損による損失に備えるための貸倒引当金繰入額22万8千円を増額、4目減価償却費において、所有資産に係る当該年度分の費用を予算化したものであり、収入と同様に減価償却方法の精査に伴い85万2千円減額するものでございます。

次に60ページをお願いいたします。

3項特別損失につきましては、前年度の特別会計では現金主義により計上されていないもので、企業会計移行前期間に発生したと認められる今年度予算の執行に必要な費用を計上するものでありまして、1目その他の特別損失において、総係費で説明しました昨年12月から本年3月分に相当する今年度支出の賞与及び法定福利費に係る手当62万5千円、法定福利費9万6千円、前年度の債権の不納欠損による損失に備えるための貸倒引当金繰入額39万9千円及び前年度の事業期間に係る消費税としまして、その他の特別損失190万7千円をそれぞれ増額するものでございます。

以上で、簡易水道事業会計の説明を終わります。

続きまして、議案第57号、令和2年度小清水町農業集落排水事業会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

補正予算書の62ページをお開き願います。

第1条の収益的収入及び支出予算の補正でございますが、収益的収入は560万8千円を増額し、予算の総額を1億8,494万8千円とし、収益的支出は1,252万3千円を増額し、予算の総額を1億8,376万円とするものでございます。

第2条の特例的収入及び支出の補正でございますが、簡易水道事業同様、前年度以前に発生した債権の未収金及び債務の未払金の確定により、特例的収入192万8千円を109万円に、特例的支出255万7千円を245万9千円に改めるものでございます。

第3条の議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正も簡易水道事業同様に、第1条の支出補正のうち職員給与費49万5千円を増額し、補正後予算を697万7千円とするものであります。

第4条の他会計からの補助金の補正でございますが、第1条の支出補正により一般会計から受ける額504万円を494万6千円に改めるものでございます。

63ページから70ページの補正予算資料に関する説明書は、後ほど御確認をお願いいたします。

収益的収入及び支出予算補正の詳細につきましては、補正予算参考資料により説明いたしますので72ページをお願いいたします。

初めに収入の補正でございますが、1款農業集落排水事業収益2項3目他会計補助金において、新型コロナウイルス感染症対策による使用料減免財源の一般会計補助金9万4千円を減額し、4目長期前受金戻入は、減価償却方法の精査により570万2千円を増額するものでございます。

次に、支出の補正でございますが、1款農業集落排水事業費用1項3目総係費において、簡易水道事業同様に発生主義による費用計上の精査によって、手当41万7千円、法定福利費7万8千円を減額し、同額を来年度支出の賞与及び法定福利費に備えて引当金繰入額に計上。また、不能欠損による損失に備え貸倒引当金繰入額20万6千円を増額、4目減価償却費においては、収入と同様に減価償却方法の精査に伴い1,019万5千円増額するものでございます。

次に、73ページをお願いいたします。

3項特別損失は、1目その他の特別損失において、手当41万7千円、法定福利費7万8千円、不能欠損による損失に備え貸倒引当金繰入額15万4千円及びその法適用前の消費税としまして、その他の特別損失147万3千円をそれぞれ増額するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）初めに、議案第52号、令和2年度小清水町一般会計補正予算（第8号）について質疑を受けます。

はい、6番、工藤孝一議員。

○6番（工藤孝一君）はい、6番。補正予算書13ページの総務費、6目の企画広報費、民間賃貸住宅建設補助金の減額2千万であります。希望する個人、法人がいなかったということでもありますので、この減額補正には賛成の立場であります。当初この補助金、平成30年ですか、町民の住環境、そして移住定住の問題、そして3つ目には雇用の確保ということで大きな目的を掲げて始まった中で、本年このような形になって、まだその目的の道半ばだと思います。そういう意味で今後に向けての方策、施策等ありましたらお聞かせ願いたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

村上企画財政課長。

○企画財政課長（村海信二君）御質問いただきました民間賃貸住宅の関係でございますが、今年度につきましては、当初建設を検討されている事業者さんはいらっしゃいました。ただし、コロナ禍の状況によりまして、本業等の先行きが不透明ということもございまして、今現在では大きな投資をすることができないという判断で、事業者各位のほうから聞き取った結果となっております。

また、町内の賃貸住宅に一部空室が発生している状況等も確認されているということから、今現在は本年度の建設は断念ということになってございますが、来年度以降のコロナの状況におきましては、また今後も検討したいというお言葉もいただいておりますので、来年度以降の状況を見極めた上で、また政策的に何かほかの事業も含めて反映ができないかどうか、今後協議を図っていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。ほかに。

はい、8番、更科浩司議員。

○8番（更科浩司君）はい、8番。14ページ、12目21節のこれの算出方法。どのようにしてこの金額が出たのか教えてください。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

細川総務課長。

○総務課長（細川正彦君）お答えをしたいと思います。

建物補償費の部分でございますが、コンサルのほうに建物を見ていただきまして、建物の解体それと住宅等の部分については、今利用されているということでございますから、今の価値をそのまま移転した場合の建て替えの費用を算出していただきまして、予算の計上をさせていただいているところです。

以上です。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。ほかに。

はい、3番、瓜田新一議員。

○3番（瓜田新一君）はい、3番。14ページ、総務費、総務管理費の交通対策費で、主要補正予算書調べの2ページ網走バスで、金額なんですけども、この計算式の内訳というんですか、中身のあれを教えてくださいなんですけども、何ですかこれは、数字の中身を何の数字なのか。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

細川総務課長。

○総務課長（細川正彦君）では、お答えをさせていただきたいと思います。

この計算の中身でございますが、ちょっと複雑には、実はなっております。というのは、網走バスさんで路線バスの事業費にかかっている全事業の経費、これを実際の路線バスの実車走行距離、実際割られて単価が算出されてございます。

実際、当初予算で計上している場合は、キロ300円程度の計算でございましたが、現在のコロナ禍における経常費用としては370円ほど1キロ当たりかかるということでございます。

それを小清水線の状況として15万9,233キロ、これが実際に小清水線として今、走行される距離数になります。これに計算をそれぞれ掛けさせていただいて、経常収益そして経常費用、これらを差し引いて損益を出して、道の補助金、それらを差し引いて残った部分、これについて網走市さんと本町とでそれぞれ負担をしていくというような中身になってございます。

後ほど、もし必要であれば詳細の計算したものをお渡しできますので求めていただければと思います。

以上です。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。

3番、瓜田新一議員。

○3番（瓜田新一君）中身については、後ほどお聞きしますけども、何回か補助、出ていますよね。前日も学校休校に伴う、定期券が売れないとか。

今回が出たのは、学校は通常にやっています。高校は通常にやっています。それでもお客さんが減っているというのか。会社全体の経営が落ちているからの補助なのか。子供の行っている数は変わらないはずなんですけども、その辺はどうなんですか。

○議長（坂田秀昭君）細川総務課長。

○総務課長（細川正彦君）こちら、御指摘のとおり子供の数というのは、乗車の人数についてはやはり、平均乗車密度1.7人ということになってございます。昨年よりちょっと、若干落ちているんですが、実際経常収益自体にもそんなに大きくは変わってございません。ただ、経常経費として車両等の保管もされておりますから、それに係る経費、それがどうしてもかかっているという現状でございます。

その中で、春先4月、5月、当初予算では、去年の先ほど言った1キロ300円で計算をしてそれで当初予算を計上してございます。現状としては370円ほどの経費がかかっているということで、その差額分がどうしても負債になってきているというのが現状でございますので、本町としては唯一の公共交通機関ということでございますから、網走市さんともお話をし、本町も本年度補助をしていくという方針で決めたところでございます。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）ほかによろしいですか。

3番、瓜田議員。

○3番（瓜田新一君）役場庁舎の関係で、過疎債が使えない、にぎわい空間とあれでというのがありましたね。あれは、今後もそうしたら、今、実施設計か何かの金額ですよ、これ。今後もしたら、過疎債は

にぎわい空間だとかあっちのほうには使えないということですか、これは。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

村上企画財政課長。

○企画財政課長（村上信二君）御質問の関係ですが、今回はあくまでも実施設計に係るものとして過疎債のほうの適用はなかったものですが、今後さらに設計が進んでいきまして、明確に庁舎の区分ができたり何かした場合については可能性はございますが、今現在ではにぎわい空間部分につきましてと庁舎部分というのは過疎債の適用がなくなってこないことから、明確に過疎債の適用となるエリアが区画としてはっきりできるという実施設計結果が伴えば可能性はございます。

○議長（坂田秀昭君）ほかに。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第52号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第52号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号、令和2年度小清水町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第53号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第53号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第54号、令和2年度小清水町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第54号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第54号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第55号、令和2年度小清水町介護保険特別会計補正予算（第3号）について質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。
討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。
議案第55号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第55号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第56号、令和2年度小清水町簡易水道事業会計補正予算（第3号）について質疑を受けま
す。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。
討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。
議案第56号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第56号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第57号、令和2年度小清水町農業集落排水事業会計補正予算（第3号）について質疑を受
けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。
討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。
議案第57号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第57号、原案のとおり可決されました。

◎議案第58号

○議長（坂田秀昭君）日程第13、議案第58号、小清水町営牧場の指定管理者の指定についてを議題と
いたします。

説明を求めます。

畔木産業課長。

○産業課長（畔木雅之君）ただいま上程されました、議案第58号、小清水町営牧場の指定管理者の指定
について御説明を申し上げます。

議案書の15ページを御覧ください。

町営牧場につきましては、平成23年度より指定管理者制度の活用を図り、夏期放牧、冬期舎飼施設な
ど全ての牧場施設の管理運営を行っておりますが、本年度末をもって指定管理者指定の期間が満了となる
ものでございます。

現在、適正な管理運営がなされている小清水町農業協同組合と指定管理継続に向けて協議、検討を行っ

た結果、引き続き、本施設の適正な管理運営と効率的な利用の促進が図られるものと判断し、同組合を公募によらない指定管理者の候補者としたところでございます。

指定管理者の名称でございますが、議案に記載のとおり、小清水町南町1丁目3番2号、小清水町農業協同組合代表理事組合長、安田和弘氏を指定管理者として指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、御提案申し上げるものでございます。

なお、指定の期間につきましては、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5か年間とするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第58号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第58号、原案のとおり可決されました。

◎議案第59号 乃至 議案第61号

○議長（坂田秀昭君）日程第14、議案第59号ないし日程第16、議案第61号、小清水町社会教育施設及び社会体育施設の指定管理者の指定について、小清水町民パークゴルフ場の指定管理者の指定について、止別公民館の指定管理者の指定についてを一括して議題といたします。

説明を求めます。

晴山生涯学習課長補佐。

○生涯学習課長補佐（晴山恭君）ただいま上程されました、議案第59号ないし議案第61号について、一括して御説明を申し上げます。

議案書の16ページを御覧願います。

初めに、議案第59号、小清水町社会教育施設及び社会体育施設の指定管理者の指定についてでございますが、両施設につきましては、指定管理者制度の活用を図り、施設の管理運営を行っております。

本年度末をもって指定管理者指定の5年の期間が満了となりますことから、指定管理者の指定にあたり、プロポーザル方式による指名を行ったところ、町内1社から申請があり、去る12月4日、選定会議においてプレゼンテーション及びヒアリングを実施し評価を行ったものでございます。

指定管理者の名称等でございますが、議案に記載のとおり、小清水町元町1丁目47番3号、小清水町委託事業協同組合理事長、今井篤氏を選定いたしましたので、指定管理者として指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、御提案申し上げるものでございます。

次に、17ページを御覧願います。

議案第60号、小清水町民パークゴルフ場の指定管理者の指定につきましても、同じく指定管理者制度による施設の管理運営を行っており、本年度末をもって指定管理者指定の5年の期間が満了となりますことから検討を行った結果、本施設の適正な管理運営と効率的な利用の促進が図られるものと判断し、引き続き小清水町パークゴルフ協会を指定管理者の候補者としたところでございます。

指定管理者の名称等でございますが、小清水町南町1丁目24番6号、小清水町パークゴルフ協会会長佐藤正道氏を指定管理者として指定することについて、御提案申し上げるものでございます。

次に、18ページを御覧願います。

議案第61号、止別公民館の指定管理者の指定につきましても、指定管理者制度による施設の管理運営

を行っており、同じく本年度末をもって指定管理者指定の5年の期間が満了となりますことから、検討を行った結果、本施設の適正な管理運営と効率的な利用の促進が図られるものと判断し、引き続き止別自治連合会を指定管理者の候補者としたところでございます。

指定管理者の名称等でございますが、小清水町字止別104番地の6、止別自治連合会会長、秋葉啓雅氏を指定管理者として指定することについて、御提案申し上げます。

なお、指定の期間については、いずれも令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とするものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）初めに、議案第59号、小清水町社会教育施設及び社会体育施設の指定管理者の指定について質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第59号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第59号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号、小清水町民パークゴルフ場の指定管理者の指定について質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第60号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第60号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号、止別公民館の指定管理者の指定について質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第61号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第61号、原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（坂田秀昭君）以上で、本町議会定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これをもって、令和2年第8回町議会定例会を閉会いたします。
慎重審議、ありがとうございました。

(午前11時57分)